

大阪市耐震診断・改修補助事業 申請の手引き

耐震改修工事編

～令和7年度版～

■ お問い合わせ先 ■

大阪市都市整備局

耐震・密集市街地整備 受付窓口

業務受託者：大阪市住宅供給公社

(愛称：大阪市住まい公社)

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4-20

大阪市立住まい情報センター4階5番窓口

電話 06-6882-7053

ファックス 06-6882-0877

開館時間 平日・土曜9:00~17:30／祝日10:00~17:00

休館日 火曜日(祝日の場合は翌日)、日曜日、祝日の翌日(月曜日の場合を除く)、年末年始



Osaka Metro 堺筋線・谷町線「天神橋筋六丁目」駅 3号出口

目 次

1. ご注意	P1-1
2. 耐震改修工事について	P1-1
3. 手続きの流れ	P2
4. [①事前相談]に必要な書類及び記入例	P3
5. [②補助金の交付申請]に必要な書類及び記入例	P4
6. [③中間検査・完了検査]に必要な書類及び記入例	P24
7. [④実績報告]に必要な書類及び記入例	P26
8. [⑤補助金の請求]に必要な書類及び記入例	P34
9. 工事内容等の変更について	P36
10. [補助金交付変更申請・変更承認申請]に必要な書類及び記入例	P37
11. 補助事業を廃止する場合に必要な書類及び記入例	P42
12. 代理受領の手続きについて	P44
13. 耐震改修促進税制について	P50

ご注意（申請の前にご確認ください）

- (1) 原則、補助金の交付決定通知を受けた後に、契約してください。通知を受ける前に耐震改修工事の着手を行った場合、補助を受けることができなくなります。
- (2) 各種申請手続きは、必要書類を作成のうえ、窓口（表紙記載）までご持参いただか、郵送してください。
- (3) 3階建て以上の非木造共同住宅については、窓口（表紙記載）でご相談ください。
- (4) 補助金の支払いは、耐震改修工事の完了後、補助金額が確定してからとなります。補助金の交付決定通知を受けていても、耐震改修工事を取りやめた場合、適正に工事が行われていない場合などは、補助金は支払われません。
- (5) 本補助事業については、各年度の予算の範囲内で補助します。よって、予算執行の状況により、年度途中であっても、補助申請の受付を終了することがありますのでご了承ください。
- (6) 申請書類は、黒インク又は黒ボールペンで記入してください。（鉛筆や消せるインクは使用しないでください。）
- (7) 申請書類に訂正が必要となった場合は、原則として以下のいずれかにより対応してください。
 - ・訂正後のものに差しかえる。
 - ・二重取り消し線＋サイン又は訂正印（委任状（申請者の場合は申請書）にサイン又は押印がある場合のみ可）
- (8) 申請書類は、捨印での訂正是しないでください。

耐震改修工事について

●耐震技術者の資格要件

建築士法の規定により登録を受けている建築士事務所に所属する建築士（⑤の受講修了者で建築士以外の者を除く）であり、次のいずれかに掲げる者であること。

	木造	非木造
耐震診断技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・① + ⑥ ・④ + ⑥ ・⑤ ・⑥（木質系工業化住宅に限る） 	・②+⑥
耐震改修設計技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・① + ③ + ⑥ ・④ + ⑥ ・⑤ + ⑥ ・⑥（木質系工業化住宅に限る） 	・②+⑥

- 凡例）① 規則※1 第5条第1項第1号に規定する「木造耐震診断資格者講習」※2 の受講修了者
 ② 規則※1 第5条第1項各号のいずれかに該当する者
 ③ （一財）日本建築防災協会が主催する「木造住宅の耐震改修技術者講習会」の受講修了者
 ④ （一財）日本建築防災協会が平成24年度及び平成25年度に主催又は共催した「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講修了者
 ⑤ （公社）大阪府建築士会等が主催する「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会（平成24年度以降に開催されたものに限る。）」の受講修了者
 ⑥ 補助対象となる住宅の設計又は工事監理を行うことができる建築士資格を有する者

※1 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）

※2 （一財）日本建築防災協会が平成26年度以降に主催する「国土交通大臣登録 耐震診断資格者講習」等

●耐震診断基準 次のいずれかの方法に基づいて行われる耐震改修工事であること。

【木造住宅】

- ・一般財団法人日本建築防災協会による「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」
- ・大阪府及び一般社団法人日本建築構造技術者協会の監修による「大阪府木造住宅の限界耐力計算による耐震診断・耐震改修に関する簡易計算マニュアル」に定める計算法
- ・一般社団法人プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」

【非木造住宅】

- ・平成18年1月25日付国土交通省告示第184号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1第2号に定める方法
- ・国土交通大臣が当該方法と同等以上の効力を有すると認める方法

●耐震改修設計基準 次のいずれかの設計に基づいて行われる耐震改修工事であること。

【木造住宅】

- ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判断されたものについて、各階ともに上部構造評点を1.0以上の評価区分まで耐震性を高める設計。
- ・耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満と判断されたものについて、一時的な措置として、各階ともに上部構造評点を0.7以上の評価区分まで耐震性を高める設計。
- ・耐震診断の結果、1階部分の上部構造評点が1.0未満と判断されたものについて、一時的な措置として、1階のみ上部構造評点を1.0以上の評価区分まで耐震性を高める設計。
- ・耐震診断の結果、最大応答変位が層間変形角で30分の1を超える軸組を構成する耐震要素によって倒壊のおそれがあると判定されたもの又は最大応答変位が15分の1を超える構法のいかんにかかる倒壊のおそれがあると判定されたものについて、倒壊をまぬがれるよう、最大応答変位が30分の1以下となるまで耐震性を高める設計(ただし、一部の軸組に変形能力のない耐震要素が含まれていても柱の軸力保持を保証する配慮がなされれば、安全限界変位を30分の1から15分の1まで延ばしてもよいこととする。)
- ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判断されたものについて、国土交通省、公的機関(一般財団法人日本建築防災協会、一般財団法人日本建築総合試験所等をいう。)又は都道府県等の確認又は評価を受けた耐震シェルターを設置するものの設計。

【非木造住宅】

- ・耐震診断の結果、耐震性が不足していると判断された住宅について、Is(構造耐震指標)値を0.6以上の評価区分まで耐震性を高める設計。(Is値は耐震診断の方法や建物形状等により異なることがあります。)

必要書類の取得方法について(参考)

(参考)証明書のコンビニ交付サービスについて

マイナンバーカードをお持ちの大阪市民の方は、窓口よりも交付手数料が100円お得なコンビニ交付サービスを是非ご利用ください。(一部交付できない証明書があります。)詳細につきましては、大阪市ホームページをご覧ください。

(大阪市コンビニ交付HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000284183.html>

(大阪市マイナンバーカードHP) <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000427409.html>

(大阪市財政局HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000336592.html>

【固定資産(家屋)評価証明書の発行】

証明書の発行については、大阪市内のすべての区役所、区役所出張所の窓口及び市税事務所で行うことができます。

※ 証明書に、建築年と共有者氏名が記載されていることが必要ですので、窓口へお伝えください。

<税証明書の発行できる窓口について>

(大阪市財政局HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006810.html>

【不動産登記事項証明書の発行】

登記事項証明書(登記記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面)の交付を請求する場合には、最寄りの登記所に、必要な事項を記載した請求書を提出してください。

<登記事項証明書の発行できる窓口について>

(法務局HP) <http://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/index.html>

【課税証明書、市税(市民税、固定資産税、都市計画税)の納税証明書の発行】

証明書の発行については、大阪市内のすべての区役所、区役所出張所の窓口及び市税事務所で行うことができます。

<税証明書の発行できる窓口について>

(大阪市財政局HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006810.html>

【住民票の発行】

住民票の写しの発行については、区役所、区役所出張所、サービスカウンター、市役所1階(住民票・戸籍関係発行証明書コーナー)の窓口で行うことができるほか、郵送による請求などもできます。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

※ 世帯全員の記載があるものが必要です。

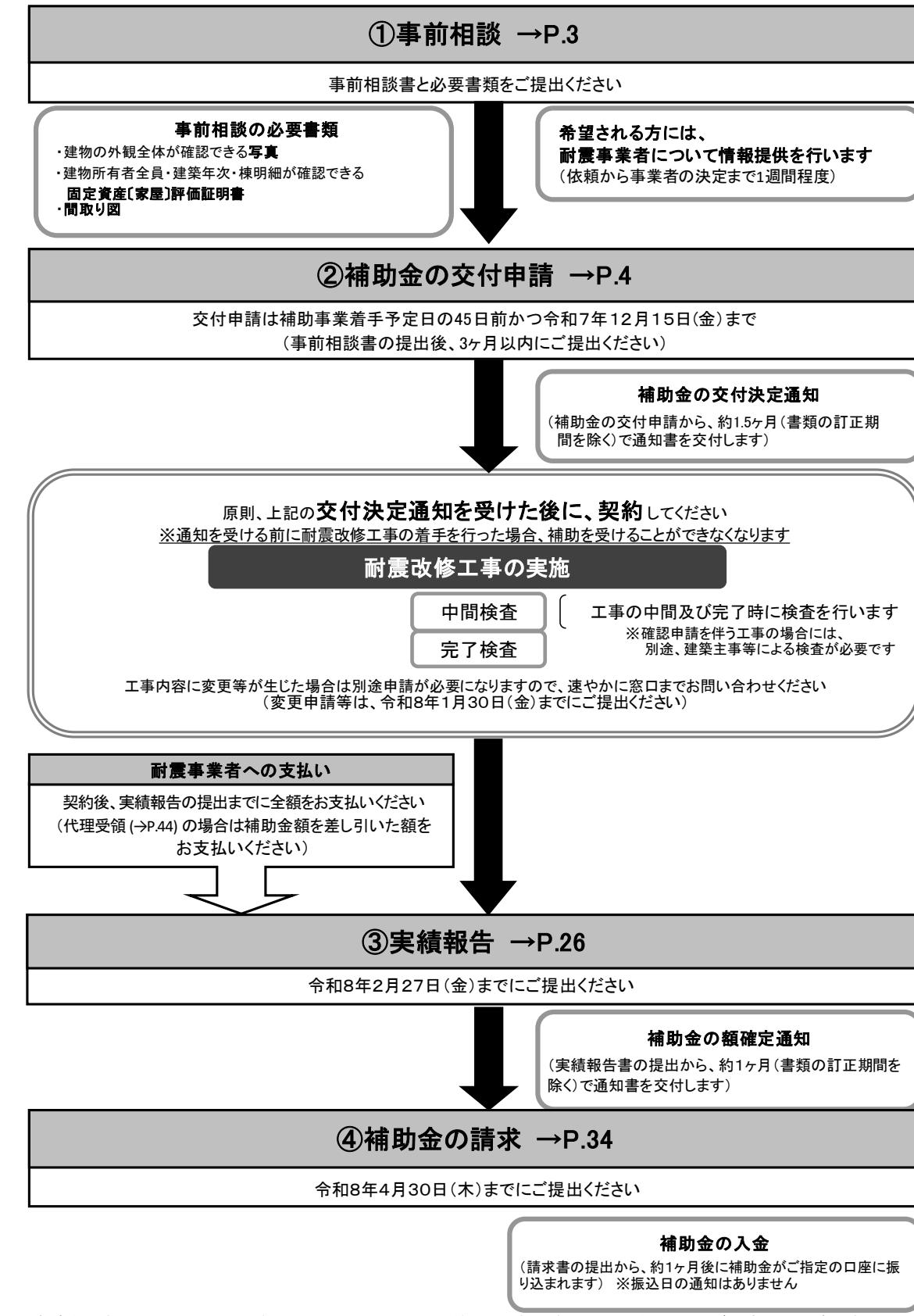
<住民票の写しの交付請求について>

(大阪市市民局HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000369790.html>

公的証明書等の有効期限

名 称	有 効 期 限 等	参 考
建物登記事項証明書	交付申請書の受付時点で、発行から3ヵ月以内のもの	
固定資産(家屋)評価証明書	<p>■令和7年3月 31 日までに証明書を発行した場合 →令和6年度の証明書</p> <p>■令和7年4月1日以降に証明書を発行した場合 →令和7年度の証明書</p> <p>※前々年度のものは認めません。</p>	令和7年度の固定資産(家屋)証明書は、令和7年4月1日から発行できます。
住民票 (法人の場合は、 法人登記事項証明書等)	交付申請書の受付時点で、発行から6ヵ月以内のもの	
課税(所得)証明書 (法人の場合は、 納税証明書〈その2〉(法人税 に係る所得金額の証明))	<p>■令和7年5月 31 日までに証明書を発行した場合 →令和6年度(令和5年度中の所得)の証明書</p> <p>■令和7年6月1日以降に証明書を発行した場合 →令和7年度(令和6年度中の所得)の証明書</p>	課税(所得)証明書は、前年の所得を証明するものです。新年度の課税(所得)証明書は、6月1日(土日の場合は翌開庁日)から発行可能です。 例: 令和7年度の課税(所得)証明書(令和6年度中の所得の証明)は、令和7年6月1日より発行できます。
除籍謄本	無し	※建物所有者(工事の場合は共有者を含む)が死亡している場合のみ必要です。
戸籍謄本	交付申請書の受付時点で、発行から3ヵ月以内のもの	※建物所有者(工事の場合は(共有者を含む)が死亡している場合に、法定相続人全員が確認できものが必要です。
印鑑登録証明書	交付申請書の受付時点で、発行から3ヵ月以内のもの	※同意書等で、実印の押印が必要な場合のみ必要です
確定申告書の写し	申請年度の前年度のもの	※消費税仕入税額控除を行う場合のみ必要です。

手続きの流れ



※各書類の提出については、郵送・行政オンラインシステム等による提出も受け付けておりますので、まずは窓口までご相談ください
※各書類のご提出が締切り直前となる場合は、必ず事前に窓口までお知らせください
※確認申請を伴う工事の場合、実績報告までに検査済証の交付を受ける必要があるため、期間には余裕をもって申請ください
※工事中は仮囲い等に、耐震改修工事を行っている表示をするよう努めてください
※詳しい内容は、ホームページ(<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000370839.html>)をご参照ください

[①事前相談] に必要な書類及び記入例

● 提出書類一覧

①事前相談				提出部数<1部>
1	事前相談書			
2	写真	カラー写真	建物外観を撮影	
3	固定資産(家屋)評価証明書	原本又は 写し提出	建物所有者全員・建築年次・棟明細が確認できること(P.10 参照) 平成12年に建築されたものにあっては、建築年月日が確認できる書類も必要	
4	間取り図		住宅以外の用途を含む場合は、住宅部分をマ ーク一等で明示	

- ★ 長屋の区分所有で所有者が複数の場合は、それぞれ事前相談書を提出してください。
- ★ その他、上記以外の書類が必要になる場合があります。
- ★ 居宅の用途以外については、原則として補助対象外となります。
- ★ 店舗・事務所等の用途を含む併用住宅の場合は、半分を超える床面積が住宅であることが要件となりますのでご注意ください。
- ★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。
- ★ 原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じた場合には原本の提示を求める場合があります。

<注意事項>

- ・ 建物外観をわかりやすく写した写真を提出してください。

[②補助金の交付申請] に必要な書類及び記入例

● 受付期間

申請の受付期限は**令和7年12月15日(月)**です。ただし、予算執行の状況により、期限前に受付を終了する場合があります。

事前相談書の提出後、3ヶ月以内に補助申請をしなかった場合は、改めて事前相談書を提出してください。

● 提出書類一覧 (※印の書類については、申請条件により不要な場合があります。)

②補助金交付申請		* 下記の順番に並べて提出してください。		提出部数<2部>
1	補助金交付申請書	様式1	補助事業者=補助金申請者	
2	委任状	様式あり	申請書類の提出・訂正、各種書類の受け取りを耐震事業者へ委任する場合に提出	
3	付近見取図		方位・道路及び目標となる地物を明示、敷地はマーカー等すること	
4	誓約書	様式あり		
5	固定資産(家屋)評価証明書	原本又は 写し提出	建物所有者全員・建築年次・棟明細が確認できること 平成12年に建築されたものにあっては、建築年月日が確認できる書類も必要 (同一年度内の本補助制度の交付申請時に添付されている場合または事前相談時に提出済の場合はコピー可)	
6	住民票（直近のもの）※	世帯全員分 原本又は 写し提出	昭和56年5月31日以前に建築された建物の場合に提出 補助事業者が法人の場合は、代表者の氏名を確認できる公的書類(法人登記事項証明書等)	
7	課税(所得)証明書 <u>(申請年度(前年中の所得)のもの)</u>	世帯全員分 原本又は 写し提出	・昭和56年6月1日以降に建築された建物の場合 世帯全員分は不要、申請者分のみ提出 ・補助事業者が法人の場合 法人の課税(所得)証明書のみ提出 (同一年度内の本補助制度の交付申請時に添付されている場合はコピー可)	
8	納税証明書(前年度分)	原本又は 写し提出	・市民税(法人の場合は法人市民税)・固定資産税及び都市計画税(市内に所有するすべての土地建物)の納税証明書 ・補助事業者と同一世帯に共有者がいる場合には、その共有者の納税証明書も提出	
9	建物所有者または法定相続人全員の同意書(実印)、印鑑登録証明書 ※	様式あり 原本又は 写し提出	下記の場合に提出 ・法定相続人が複数いるときの代表申請 ・共有者、区分所有で代表申請 ・配偶者または一親等以内の親族による申請	
10	戸籍謄本、除籍謄本等 ※	原本又は 写し提出	・建物所有者死亡の場合 建物所有者が死亡していることを確認できる公的書類及び法定相続人全員が確認できる公的書類(出生してから亡くなるまでの連続した戸籍謄本等) ・配偶者または一親等以内の親族による申請の場合 建物所有者との関係が分かる公的書類	

②補助金交付申請		*下記の順番に並べて提出してください。	
		提出部数<2部>	
11	建築確認済証及び検査済証の写し ※		非木造の場合のみ提出
12	耐震改修工事 見積書の写し		単価・数量を入れたもの (見積書に計上されている数量は図面で確認できること)
13	◎ 耐震診断・耐震改修計画の説明について	様式あり	同一年度に申請された耐震診断費補助制度Ⅱ型の実績報告に添付されている場合のみコピー可
14	改修計画書	様式あり	
15	◎ 現状の耐震診断書 ◎ (現況写真:各部屋・劣化箇所・外観・床下・屋根裏・水まわり等)	カラー写真	診断所見等、現地調査内容を詳細に記入したもの添付 現況写真是、撮影箇所、劣化等の内容が分かるようにコメントを記入
16	◎ 現況図	現況平面図 求積図 基礎伏図 その他劣化部分を図示した図面	A3サイズ (申請折り) 劣化箇所を記入 申請建物の延べ面積及び必要耐力算出用床面積(現況平面図と兼用可、住宅以外の用途がある場合は、住宅部分の範囲を明示) 基礎の種別・劣化箇所を図示(現況平面図と兼用可)
17	◎ 改修(補強)後の耐震診断書		
18	◎ N値計算書		平成12年建設省告示第1460号(以下「告示」)に基づく金物を取り付ける場合は、その旨を改修平面図に記入し、省略可
19	◎ 改修計画図	改修平面図 求積図 補強詳細図 基礎改修図 屋根改修図 その他図面 商品カタログ	A3サイズ (申請折り) 補強内容・設置する柱頭・柱脚金物を図示 現状から変更がある場合のみ(改修平面図と兼用可) 金物の種類・釘・ビスピッチなど検査の時確認できる図面 劣化改修を行う場合、どのように改善するのかを図示。新設基礎がある場合は新設基礎詳細図も図示 屋根の葺き替えをする場合、屋根の面積・足場の数量を図示 劣化の補修内容を図示した図面(改修平面図と兼用可) 補強部材の技術評価書の写し、告示表3の記号が確認できるもの

②補助金交付申請		*下記の順番に並べて提出してください。		提出部数<2部>
	◎ 耐震診断・改修設計技術者の資格証の写し		資格を証明できる書類 (資格要件 P.1-1 参照)	
20	◎ 耐震診断・改修設計技術者について	様式あり	建築士法の規定により登録を受けている建築士事務所に所属する建築士であること (公益社団法人大阪府建築士会が主催する「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会(平成24年度以降に開催されたものに限る)」の受講修了者で建築士以外の者は不要)	
21	補助金交付額算出書	様式あり		
◆	所有者と居住者が異なる場合は居住者の同意	書面なし (提出不要)	居住者同意の確認	

- ★ 別途、書類が必要になる場合があります。
 - ★ 提出部数は計2部です（正本1部・副本1部）。副本については、コピーでも可。
 - ★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。
 - ★ 原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じた場合には原本の提示を求める場合があります。
 - ★ 交付決定通知書を受ける前に契約を行った場合は、交付申請時に工事請負契約書(写し)及び改修箇所全ての着手前写真(新聞等の日付が確認できるものを含む)を提出してください。また、交付決定通知を受領した後、速やかに着手届(様式26)を提出するとともに、改修箇所全ての着手前写真(新聞等の日付が確認できるものを含む)を提出してください。
- ◎ 次の条件が満たされた場合の補助金の交付申請については、一部の添付図書を省略することができます。
- 【条件】申請書を提出しようとする年度と同一年度に、耐震診断費補助制度Ⅱ型または耐震改修設計について、補助金額の確定が通知されており、かつ、耐震改修工事の内容及び見積りが耐震診断費補助制度Ⅱ型または耐震改修設計の実績報告書の内容と同じ場合
(省略可能な図書)
12. 耐震診断・耐震改修計画の説明について
 14. 現状の耐震診断書（現地調査写真を含む）
 15. 建物現況図
 16. 改修後の耐震診断書
 17. N値計算書
 18. 改修計画図
 19. 耐震診断・改修設計技術者の資格証の写し・耐震診断・改修設計技術者について

<注意事項>

- ・ 建物所有者が複数(共有名義や区分所有の長屋)の場合または法定相続人が複数いる場合は、連名による申請または代表者による申請のいずれかで行ってください。
- ・ 連名での申請を行う場合、次の提出書類は連名用の様式を使用してください。
「1. 補助金交付申請書」「20. 補助金交付額算出書」
- ・ 固定資産(家屋)評価証明書の建物所有者と補助事業者が異なり、その他公的書類で補助事業者の住所が確認できない場合は、現住所が確認できるもの(住民票、運転免許証の写し等)を提出してください。
- ・ 補助事業者の転居により、公的書類と現住所が異なる場合には、従前の住所と現住所が確認できるもの(住民票等)を提出してください。

②-1 補助金交付申請書（様式1）

様式1（第5条関係、第9条関係）		【共通】
<p>申請日(窓口受付日)を記入してください。</p> <p>令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日</p>		
<p>補助事業者(所有者)の住所(公的書類に記載の住所)・ 氏名及びフリガナ(必ずカタカナで)記入してください。</p>		
<p>大阪市長</p>		
<p>住所 大阪市北区中之島1-3-20</p>		
<p>補助事業者 フリガナ オオサカ タロウ</p>		
<p>氏名 大阪 太郎</p>		
補助金交付申請書		
<p>補助金の交付を受けたいので、大阪市耐震診断・改修補助事業要綱の規定に基づき、下記 のとおり申請します。</p>		
<p>※訂正がある場合は、差し替えるか、二重取り消し線の上にサイン(又は押印)してください (修正液・修正テープ等による修正は認められません) ※捺印はご使用いただけません。</p>		
1 様式1 補助事業名称 補助事業内容	大阪市耐震診断・改修補助事業 耐震改修工事費補助制度	
2 建物所在地 (地名地番)	大阪市 北 区 中之島1丁目3番地	
3 交付申請額	金 914,000 円	補助金の申請額
	契約予定金額 ●,●●●,●●● 円 (税込)	見積書の金額
	うち補助対象費用 ●,●●●,●●● 円	契約予定金額のうち 補助対象となる 耐震改修工事費(税抜)
4 構造	<input checked="" type="checkbox"/> [木造] · 非木造]	
5 住宅の建て方	<input checked="" type="checkbox"/> [戸建住宅] · 長屋 (戸) · 共同住宅 (戸)]	
6 階数	2	階建て
7 延べ面積	95.66 m ²	小数点第2位まで記入(建築基準法上の面積)
8 居住形態	<input checked="" type="checkbox"/> [現に居住 (自己居住・貸家) · これから居住 (自己居住・貸家)] その他 ()	
9 様式1 補助事業等の着手 及び完了予定日	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 ~ 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
10 活用状況	<p>申請日から45日以後の日付 を記入してください。</p> <p>過去 <input type="checkbox"/> [活用した] <input checked="" type="checkbox"/> [活用していない]</p> <p>当該年度の2月末日までの 日付を記入</p>	
11 法令に基づく措置	<input checked="" type="checkbox"/> [命じられている · 命じられていない]	

<注意事項>

- 建物所有者が複数(共有名義や区分所有の長屋)の場合または法定相続人が複数いる場合は、連名による申請または代表者による申請のいずれかで行ってください。(代表者による申請の場合は、補助事業者(申請者)以外の建物所有者または法定相続人全員の同意書(実印)と印鑑登録証明書が必要です。)
- 書類の訂正時にサイン(又は訂正印)を使用する場合は、委任状にサイン(又は訂正印)が必要です。

②-2 委任状（様式あり）

委 任 状	
(代理人)	
所 在 地	〒 ●●● - ●●●● 大阪市○区△△ ×丁目○番△号
会 社 名	株式会社○○○建築設計事務所
氏 名	淀屋橋 一郎
電 話 番 号	(06) 0000 - ×××
E-mail	kentikusekki@ooo.oo
<p>私は、上記の者を代理人と定め、大阪市耐震診断・改修補助事業に係る下記の権限を委任します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 申請内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震改修工事費補助 <p>2 委任事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助申請書類の提出に関すること 補助申請書類の訂正に関すること 通知書等各種書類の受け取りに関すること（該当するものにチェック） <p><input type="checkbox"/> 電子メールでの受け取りを希望する</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 上記住所へ郵送での受け取りを希望する</p>	
令和 ● 年 6 月 1 日	
委任者 (補助事業者)	住 所 大阪市北区中之島1-3-20
	氏 名 大阪 太郎
	電話番号 (06) 0000 - ×××
	E-mail tarou_osaka@ooo.oo

<注意事項>

- 手続きを委任される場合に必要です。
- 委任事項を確認してください。
- 書類の訂正時にサイン(又は訂正印)を使用する場合は、氏名の横にサイン(又は訂正印)が必要です。
- 委任状に誤記がある場合は、正しいものに差しかえるか、サイン(又は訂正印)により訂正(代理人と委任者(補助事業者)両者のサイン(または訂正印の押印)が必要)してください。

②-3 誓約書（様式あり）

大阪市長

誓 約 書

この度、大阪市耐震診断・改修補助事業要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱の規定を遵守するとともに、事業の目的を理解した上で、以下のことを誓約します。

本補助事業の実施に伴い、建築基準法に基づく建築確認申請が必要な場合には、適切に手続きを行うとともに、実績報告時に建築確認済証の写し及び検査済証の写しを提出します。

万一、本補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処するとともに、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく補助対象財産の取扱い及び同要綱に違反した場合において、補助金の支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

補助事業者（申請者）の住所（公的書類に記載の住所）・氏名を記入してください。

令和 年 月 日

住 所

補助事業者

氏 名

②-5 固定資産(家屋)評価証明書

家屋の評価額・相当税額などを証明します。					(証明書見本)
証明書(家屋)					
所有者	住所 (所在地)	大阪市北区中之島1丁目3番20号			
	氏名 (名 称)	大阪 太郎			共有人数 外 1名
①	家屋の所在 家屋番号	種類	構造	床面積 (m ²)	令和〇年度価格 (円)
	●●区●●1丁目●番地● 10	居宅	木・瓦・2	170.42	価格 ¥100,000
	上記1行目の内訳 10	居宅	木・瓦・2	155.42	価格 ¥85,000
	上記1行目の内訳 10	居宅	木・瓦・1	15.00	価格 15,000
				以下余白	
<p>種類が「居宅」「共同住宅」、もしくは床面積の過半が「居宅」「共同住宅」である場合のみ補助対象となります。</p>					
上記のとおり固定資産課税台帳に登録されていることを証明します。					
備考	行内訳の価格は、価格相当額です。 共有者 持分 2/3 氏名(名稱) 大阪 太郎 持分 2/3 氏名(名稱) 大阪 花子 持分 1/3 1行目 家屋番号10 登記簿上の所在 ●●1丁目●●番地●号 2行目 家屋番号10 登記簿上の所在 ●●1丁目●●番地●号 3行目 昭和6年建築 4行目 昭和6年建築 5行目 昭和27年建築				
	②				
	③				
	②...申請者の「必要な付記事項」の「共有者氏名」をチェックした場合に記載します。 ③...申請書の「必要な付記事項」の「建築年」をチェックした場合に記載します。				
税課第〇〇一〇〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日			大阪市長 見本		
※ ①~③ の箇所を確認するために必要な書類です。					

申請される際には、申請書に下記項目のチェックを忘れずに記入してください

[必要な付記事項]

- 共有者氏名 建築年 棟明細(棟詳細のみ · 合計と棟明細)
- 減失している旨 その他()

<注意事項>

- 建築年次と共有者氏名と棟明細が記載されているものが必要です。
- 証明書の建物所有者が死亡している場合には、建物所有者が死亡していること及び法定相続人全員が確認できる公的書類(除籍謄本等)が必要です。
- 平成12年に建築されたものにあっては、建築年月日まで確認できる書類が必要です。(登記事項証明書、建築確認済証等)
- 市町村から発行された原本又は写しの提出が必要です。(原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じた場合には原本の提示を求める場合があります。)

②-6 住民票（原本又は写し）

＜注意事項＞

- ・世帯全員が示されたものが必要です。(直近のもの)
 - ・市町村から発行された原本又は写しの提出が必要です。(原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じた場合には原本の提示を求める場合があります。)
 - ・交付申請の受付時点で、発行から6か月以内のものを提出してください。

②-7 課税(所得)証明書（原本又は写し）

使用目的別の証明書見本		令和7年度市民税・府民税証明書 (令和6年中の所得証明書)			(参考)	
新規申請者 住所	住 所	大阪市北区中之島1丁目3番20号				
	令和6年1月1日現在 住所(所在地)	同上				
	氏 名	大阪 太郎				
市民税・府民税額(円)		課 税 準 額(計)		¥2,171,000		
区 分	所 常 制 額	均等割額	税 額	年 税 額		
市 民 税	¥84,700	¥3,500	¥88,200	¥111,100		
府 民 税	¥21,100	¥1,800	¥22,900			
所 得 金 額(円)						
給与支払金額	¥5,436,829			()		
給与所得	¥3,808,800			以 下	全 自 ()	
合 计	()	¥3,808,800		()	()	
()	()	()		()	()	
所 得 控 除 額(円)						
被 承 描	¥0	生 命 保 険 料	¥70,000	雇 用 保 険 料	¥0	其 他
医 療 費	¥11,530	地 種 保 険 料	¥2,000	配 備 者 ・ 扶 搭	¥660,000	
社 会 保 険 料	¥543,663	基 本 ・ 富 士 ・ 特 別 基 本	¥0	配 備 者 特 別	¥0	
小規模共済等掛金	¥0	勤 劳 学 生	¥0	基 础	¥330,000	
		合 计	¥1,637,193			
税 税 控 除 額(円)						
区 分	市 民 税	府 民 税	区 分	市 民 税	府 民 税	
課 税 控 除	¥2,000	¥500	其 他 全 税 控 除	¥9,339	¥2,335	
配 保 控 除	¥0	¥0	外 国 税 控 除 等	¥0	¥0	
住宅借入金等特別控除	¥77,640	¥19,410	其 他 領 域 住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除	¥0	¥0	
控除対象 扶養親族		特 定 老人(内同居) 16歳未満 その他の 扶養親族		合 计 (扶養親族の数)		事業専従者
有・無配 保親族	0人	0人	0人	1人	1人	区分 **
特 定 老人(内同居) 16歳未満 その他の 扶養親族	0人	0人	0人	0人	0人	等従者数 0人
合 计(本人除外)	0人	0人	0人	0人	0人	給与額等 ¥0
(備考) 空 白						
①						
(参考) 指定都市以外の所得額の標準税率に基づいた税額及び税額控除額(当この項目は認可申請の場合は先において使用する場合があります。)						
区 分	所 常 制 額	均等割額	税 額	年 税 額		
市 民 税	¥63,500	¥3,500	¥67,000	¥111,100		
府 民 税	¥42,300	¥1,800	¥44,100			
区 分	市 民 税	府 民 税	区 分	市 民 税	府 民 税	
課 税 控 除	¥1,500	¥1,000	其 他 全 税 控 除	¥7,004	¥4,670	
配 保 控 除	¥0	¥0	外 国 税 控 除 等	¥0	¥0	
住宅借入金等特別控除	¥56,230	¥38,820	其 他 領 域 住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除	¥0	¥0	
上記のとおり相違ないことを証明します。 税証第 - 号 令和〇〇年〇〇月〇〇日						
大阪市長 見 本						

※ 補助事業者の年間所得が1,200万円以下であることを確認するために必要な書類です。

<注意事項>

- 申請年度(前年中の所得)または、申請年度の前年度(前々年中の所得)の課税(所得)証明書の提出が必要です。申請年度(前年中の所得)の課税(所得)証明書は、6月1日より発行できます。
- 世帯全員分の全ての項目が記載された証明書が必要です。昭和56年6月1日以降に建築された建物の場合は、申請者のみの証明書を添付してください。
- 市町村から発行された原本又は写しの提出が必要です。(原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じた場合には原本の提示を求める場合があります。)

(2)-8 納税証明書(原本又は写し)

(証明書見本)

納 稅 証 明 書

納税義務者	住 所 (所在地)	大阪市北区中之島1丁目3番20号				
		氏 名 (名 称)	大阪 太郎			
番 号	年 度 又 は 事 業 年 底 等	税 目	課 稲 額	納 付 済 額	未 納 額	うち 納 期 限 未 到 来 額
1	令和●年度	市民税・府民税	¥255,000	¥255,000	¥0	¥0
			以 下	余 白		

納付が全額すんでいること。

未納額(納期限未到来額を含む)が0円であること。

備 考						
	空 白					

上記のとおり相違ないことを証明します。

税証第 471- 5 号
令和●年 ●月 ●日

大阪市長



<注意事項>

- 市民税、固定資産税、都市計画税の確認ができる納税証明書を提出してください。
- 原則として、前年度のものが必要です。ただし、申請年度の証明書であっても、未納額(納期限未到来を含む)が0円であるものは可とします。
- 市町村から発行された原本又は写しの提出が必要です。(原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じた場合には原本の提示を求める場合があります。)

②-9 同意書・印鑑登録証明書（様式あり）

(耐震改修工事用)
令和 ● 年 4 月 10 日
大阪市長 (建物所有者) 住 所 大阪市北区中之島1-3-20 氏 名 大阪 花子 実印
同 意 書
<p>私が所有する下記表示の建物について、次の者が補助事業者となり、大阪市耐震診断・改修補助事業要綱に基づき耐震改修工事に係る補助事業を行うこと及び補助事業を行うことに伴い大阪市が必要な調査及び検査のために対象建物に立ち入ることに同意します。</p> <p>また、本補助事業の実施において問題が生じたとしても、当事者間で解決し、大阪市に迷惑をかけません。</p>
(補助事業者) 住 所 大阪市北区中之島1-3-20 氏 名 大阪 太郎
記 固定資産(家屋)評価証明書に記載されている内容を記入。
(補助対象となる建物) 家屋の所在 大阪市 北 区 中之島1丁目3番地 家屋番号 10 種類 居宅 構造 木・瓦・2 床面積 95.66 平方メートル

<注意事項>

- ・ 建物所有者による申請で、公的証明書により建物所有者が1人と確認できる場合は不要です。
- ・ 建物所有者が複数（共有名義や区分所有の長屋）の場合または法定相続人が複数いる場合で、代表者による申請の場合は、補助事業者（申請者）以外の建物所有者又は法定相続人全員の方の「同意書（実印）」及び「印鑑登録証明書」の提出が必要です。
- ・ 配偶者または一親等以内の親族が補助申請を行う場合は、建物所有者（複数人いる場合は全員）の同意書（実印）と印鑑登録証明書が必要です。
- ・ 書類の訂正箇所は、二重線の上に実印を押印してください。

②-12 耐震改修工事 見積書の写し

【サンプル】

フルネームを記載してください		御見積書	No. 令和●年●月●日
<p>大阪 太郎 様</p> <p>下記の通りお見積り申し上げます。何卒ご用命の程お願ひいたします。</p> <p>工事名称 : 耐震改修工事 工事場所 : 大阪市北区中之島1丁目3番地 工事期間 : 打ち合わせによる 取引条件 : 打ち合わせによる</p>			
御見積金額	<p>¥ ●, ●●●, ●●●-</p> <p>内訳 (税抜金額¥●, ●●●, ●●●-) (消費税額¥●●●, ●●●-)</p>		
<p>株式会社 ○○○建築設計事務所 代表取締役 ●● ●● 〒 ●●●-●●●● ●●●●●●●●●●●-●-● TEL ●●-●●●●-●●●● FAX ●●-●●●●-●●●● 担当者: ●● ●●</p>			

大阪 太郎 様邸 耐震改修工事 明細書

名称		数量	単位	単価	金額
1. 仮説・養生・復旧費					
・ 足場損料	単管足場(H=7m)	●	m ²	●, ●●●	●●, ●●●
	養生シート貼り共				
・ 工事用電力用水費		●	式	●●, ●●●	●●, ●●●
仮説トイレ損料		●	セット	●●, ●●●	●●●, ●●●
養生・清掃費		●	式	●●, ●●●	●●●, ●●●
2. 解体撤去工事					
・ 補強部分①		●	セット	●●, ●●●	●●, ●●●
外部サイディング解体費	0.91 × 2.8	●	m ²	●, ●●●	●●, ●●●

※明細書の記入例は、窓口(表紙記載)にお問合せください。

<注意事項>

- 連名申請の場合は補助事業者ごとに作成してください。
- 補助事業者(申請者)の名義以外の支払や現金支払、クレジットカード決済は認められません。
- 宛名は補助事業者(申請者、フルネーム)としてください。
- 耐震改修工事(撤去、現状復旧を含む)については、原則として一式計上は認めていませんので、数量及び単価を計上したもので作成してください。
- 見積の項目及び数量が図面等で確認できることが必要です。
- 数量についても、図面と照合できるように、改修計画図に範囲の図示や求積も記載してください。
- 耐震改修工事と一括で契約するその他の工事がある場合は、全体工事費がわかるものを添付してください。
また、仮設工事、諸経費、値引き等の両方の工事に係るものについては、耐震改修工事とその他の工事で費用按分した額が補助対象となります。
- 単価の根拠とした資料がある場合は添付してください。
- 内・外壁、天井、床、解体、復旧で補助対象とできるのは耐震改修工事の影響範囲のみになります。
- 見積合計金額は、消費税の金額がわかるようにし、内税の場合は税込と記入してください。

②-13 耐震診断・耐震改修計画の説明について（様式あり）

○耐震診断・耐震改修計画の説明について

(1) 説明者

会社名 : **株式会社〇〇〇建築設計事務所**

氏 名 : **淀屋橋 一郎**

資 格 : 一級建築士

二級建築士

木造建築士

「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」受講修了者

「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」受講修了者

「国土交通大臣登録 耐震診断資格者講習」(一財)日本建築防災協会が平成26年度以降に実施した講習会

「耐震改修技術者講習会」(一財)日本建築防災協会が平成26年度以降に実施した講習会

※本申請に添付した資格証と同じものにチェックしてください

(2) 説明内容

現状の耐震診断書

耐震改修計画図

現状の耐震診断に基づく改修後の耐震診断書

上部構造評点

各階とも上部構造評点を1.0以上（一応倒壊しない）

各階とも上部構造評点を0.7以上（倒壊する可能性がある）

1階のみ上部構造評点を1.0以上（1階は一応倒壊しない）

シェルター設置

耐震改修促進税制

所得税の特別控除及び固定資産税の減額措置の適否

建築基準法に関する手続き

建築確認申請 不要 建築確認申請 必要

※該当するすべてにチェックしてください

(3) 説明日

令和 **●** 年 **7** 月 **29** 日

**診断着手日以降、かつ
事業完了日以前であること。**

※ (1) ~ (3) は耐震診断技術者又は耐震改修設計技術者が記入してください。

上記の建築士等から、耐震診断・耐震改修計画の説明を受け、下記成果品を受領しました。

現状の耐震診断書

耐震改修計画図

現状の耐震診断に基づく改修後の耐震診断書

上部構造評点

耐震改修促進税制

建築基準法に関する手続き

※該当するすべてにチェックしてください

(補助事業者)

氏 名 : **大阪 太郎**

<注意事項>

- 耐震診断と耐震改修設計を別の技術者が行った場合は、技術者毎に1枚作成し、当該技術者が説明を行った範囲のみチェックしてください。
- 補助事業者が複数の場合はそれぞれに説明を行い、書類を作成してください。
- 令和7年4月施行の建築基準法の改正により、大規模の修繕・模様替えにおいて建築確認申請が必要となる範囲が拡大しています。確認申請が必要であるか、十分注意して設計を行ってください。なお、確認申請が必要な場合は、改修工事の実績報告までに、検査済証の交付を受ける必要があります。

②-14 改修計画書（様式あり）

○改修計画書

(1) 現状建物の概要

補助事業者	大阪 太郎		
所在地 (地番)	大阪市北区中之島1丁目3番地		
所在地 (住居表示)	大阪市北区中之島1-3-20		
現状建物の建築基準法上の延べ面積をご記入ください。			
建築年月	昭和46年	構造	木造
延べ面積	95.66 m ²	階数	2階
住宅部分の面積 ※併用住宅の場合	70.25 m ²	住宅部分の比率 ※併用住宅の場合	73.4 %
確認済証番号	大△第0123号	完了検査合格証番号	
店舗等住宅以外の用途がある場合はご記入ください	土葺き瓦屋根		
	無筋コンクリート、布基礎(ひび割れあり)		
特記事項	壁	土塗り壁	
	その他	外壁に0.3mm以上の亀裂あり、廊下床傾斜あり	

(2) 改修計画箇所

区分	上部構造評点		特記事項には現状の状況を記載してください。 その他には、「劣化状況等」 上部構造評点の算出にかかる事項を記載してください。	・上部構造評点を引き上げる改修を記入してください。 ・主要なもの(屋根・壁・基礎等)のみを記入してください。 ・屋根の改修は最上階に、基礎の改修は1階に記入してください。
	従前	従後		
3階	X		屋根:カラーベストコロニアル葺(軽量化) 及び屋根葺替に伴う雨樋の交換 壁:耐力壁新設、構造用合板・筋かいによる補強	壁 :耐力壁新設、構造用合板・筋かいによる補強 床 :下地改修工事、フローリング仕上げ 外壁:エボキシ樹脂補修 基礎:耐力壁及び柱設置部に鉄筋コンクリート基礎新設
	Y			
2階	X	0.82	1.25	屋根:カラーベストコロニアル葺(軽量化) 及び屋根葺替に伴う雨樋の交換 壁:耐力壁新設、構造用合板・筋かいによる補強
	Y	1.20	1.20	
1階	X	0.40	1.20	壁 :耐力壁新設、構造用合板・筋かいによる補強 床 :下地改修工事、フローリング仕上げ 外壁:エボキシ樹脂補修 基礎:耐力壁及び柱設置部に鉄筋コンクリート基礎新設
	Y	0.89	1.35	

目標とする上部構造評点

各階1.0以上

この表に記入してください。

(3) 耐震改修スケジュール

項目	交付決定通知後											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
壁補強工事												
屋根葺替工事												
雜工事												

※スケジュールは、補助金交付通知を受けた日を起点に日数による工程として記入してください。

なお、耐震改修工事については、補助金交付通知を受けてから着手(契約を含む)してください。

②-15 現状の耐震診断書

- ・ 診断所見(診断書には表現しきれない内容等を詳しく記入したもの)を添付してください。
- ・ 軽い、重い、非常に重い建物と判断した理由
- ・ 形状割増係数を考慮したもしくは考慮しない理由(不整形建物の場合)
- ・ パルコニー、小屋裏物置、塔屋などがある場合の診断上の考え方(診断面積に含まない場合の理由等)
- ・ コンクリート基礎の場合、鉄筋の有無を判断した理由
- ・ 床仕様を判断した理由(現地調査写真から明らかに判断できる場合は不要)
- ・ 劣化ありと判断した理由
- ・ 壁や筋交いはあるが耐力に算入していない場合、その理由

診断所見(記載例)

1. 建物重量

本建物は、屋根が「土葺瓦」、外壁が「土塗壁」、内壁が「石膏ボード壁」であることから、「非常に重い建物」と判断した。

2. 基礎および地盤

基礎形式は、建物外周や床下の目視調査の結果、クラック等の劣化は見られなかった。また、鉄筋探査により、無筋コンクリートであることを確認した。以上より、無筋コンクリート造の布基礎として「基礎II」として判断した。

(記載例：地盤がよい・普通の場合) 基礎や建物廻り等の状況により、特に悪い状況が確認できなかつたため「よい・普通」として判断した。

(記載例：地盤が非常に悪い地盤と判定した場合) 地盤ハザード情報より第3種地盤に該当するため、「非常に悪い」として判断した。

3. 形状割増係数（不整形建物の場合）

2階建ての1階については、短辺の長さが4.0m未満であるため、その階の必要耐力を1.13倍とした。

4. パルコニー、小屋裏物置、塔屋等がある場合の診断上の考え方

小屋裏物置については、告示に基づき各階の必要耐力算出用面積へ加算を行う。

塔屋については、面積が建築面積の1/8以下かつ5m以下ため、階数に含めていない。

5. 柱頭・柱脚接合部

柱頭・柱脚の接合部に金物の確認ができなかつたことから、ほど差し、釘打ち、かすがい等として「接合部IV」として判断した。

6. 床仕様

床下及び天井点検口からの目視調査の結果、各階「火打ち+荒板」として判断した。

7. 劣化の状況

屋根葺材及び呼び樋・縦樋に変退色やずれ欠落、また、南側の外壁の一部にクラックが見られたため劣化事象として劣化点数に考慮した。なお、その他部位の劣化については、確認できなかつた。

8. その他

パルコニーや共用廊下の計算用床面積の算定、吹き抜け等の考慮、鉄骨階段等の局所的な非木造部材の考え方、増改築の経過等、特筆すべき事項があれば明記してください。

(記載例：鉄骨階段の場合) 鉄骨階段については、鉛直荷重を支えているのみで建物本体の木造部との接合はピン接合であることから建物本体に水平力の負担はないため、木造として耐震診断を行う。

<注意事項>

- 下記の確認ができるカラー写真を添付し、撮影場所(室名等)を記入してください。撮影できない部位がある場合は、その部位と理由(例:床下点検口なしのため 等)を記入して提出してください。

①住宅の形状、耐力壁や筋かい、火打ち梁等の配置等の確認

外観(東西南北各1枚)、内部(各部屋1枚以上、廊下や洗面所を含む)を撮影するとともに、床下や天井裏から確認できる筋かいや火打ち、金物等の有無を確認し記録してください。

②住宅の劣化状況の確認

軸組の劣化に関して、屋根や外壁、浴室壁等のひび割れの有無、床の傾斜・たわみ、木部の変退色等を確認し、劣化が認められた部位があれば必ず撮影してください。

基礎・地盤の不同沈下・支持力不足に関して、基礎のひび割れ等を確認し、耐力の低減を行う等を判断した根拠となる部位を撮影してください。

現地調査の実施においては、「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」により実施するとともに、大阪府建築物震災対策推進協議会が発行しているテキストを参考にしてください。

【木造住宅の耐震診断と補強方法に基づく現地調査の注意事項(2012年改訂版)(講習会補助テキスト)
<http://www.pref.osaka.jp/attach/2228/00092815/taisinsnndanntyuuuijikou.pdf>

②-16 現況図 (A3サイズ:申請折り)

<注意事項>

- 平面図には延べ面積の根拠となる計算式等を記入してください。(求積図を添付される場合は不要)
- 現況の劣化部分の位置・状況を記入してください。(外壁のクラック、基礎のクラック 等)
- 劣化部分の写真は撮り忘れないように注意してください。

②-17 改修(補強)後の耐震診断書

<注意事項>

- ・建物仕様・接合部・基礎形式など、改修計画図と食い違いがないか確認ください。(改修計画と異なると、評点が変わってしまいます)

②-19 改修計画図（改修平面図・求積図・改修基礎図・屋根改修図 等）

<注意事項>

- ・診断書図面との整合をよく確認してください。(柱・窓・建具等)
- ・耐震改修工事の内容や範囲(m^2 、m、本、箇所)等を図面に明記してください。
(改修箇所に番号(①～)をつけてください。)
- ・劣化箇所に改修内容を記入してください。(浴室・内壁(シミ・浮き・クラック)・床(鳴り・傾き)・バルコニー・外壁(クラック)・基礎(クラック)等の劣化をどのように改善するのか。)
- ・構造部材の技術評価証等の写し(耐力壁の壁強さ倍率等が確認できる資料)と、告示表3の記号が確認できるもの、商品カタログ(適用範囲や設計、施工の体制等についての規定がわかるもの)を添付してください。
- ・仮設足場を設置する場合は、仕様と範囲($m^2 \cdot m$)を明記してください。仮設足場を耐震改修工事以外のその他工事と併用する場合は、按分の必要がありますので、窓口(表紙記載)で按分方法をご相談ください。
- ・1階に補強部材を設ける場合は、直下に基礎があるか確認してください。直下に基礎がない場合は、原則として鉄筋コンクリート基礎を新設してください。また、直下の基礎がブロック基礎やレンガ基礎であって基礎を新設、又は補強しない場合は、技術的判断の所見として記入してください。

②-20 耐震診断・改修設計技術者の資格証の写し（様式あり）

下記のいずれかの資格を証明できる書類が必要です。

●耐震技術者の資格要件

建築士法の規定により登録を受けている建築士事務所に所属する建築士(⑤の受講修了者で建築士以外の者を除く)であり、次のいずれかに掲げる者であること。

	木造	非木造
耐震診断技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・① + ⑥ ・④ + ⑥ ・⑤ ・⑥（木質系工業化住宅に限る） 	・②+⑥
耐震改修設計技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・① + ③ + ⑥ ・④ + ⑥ ・⑤ + ⑥ ・⑥（木質系工業化住宅に限る） 	・②+⑥

凡例)① 規則※1 第5条第1項第1号に規定する「木造耐震診断資格者講習」※2 の受講修了者

- ② 規則※1 第5条第1項各号のいずれかに該当する者
- ③ (一財)日本建築防災協会が主催する「木造住宅の耐震改修技術者講習会」の受講修了者
- ④ (一財)日本建築防災協会が平成 24 年度及び平成 25 年度に主催又は共催した「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講修了者
- ⑤ (公社)大阪府建築士会等が主催する「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会(平成 24 年度以降に開催されたものに限る。)」の受講修了者
- ⑥ 補助対象となる住宅の設計又は工事監理を行うことができる建築士資格を有する者

※1 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第 28 号)

※2 (一財)日本建築防災協会が平成 26 年度以降に主催する「国土交通大臣登録 耐震診断資格者講習」等

○耐震診断・耐震改修設計技術者について (別添)

(1) 耐震診断技術者について

耐震診断 技術者氏名	● ● ● ●		
所属する建築士事務所等			
会 社 名	株式会社〇〇〇建築設計事務所		
各種許可登録	<input checked="" type="checkbox"/> 建築士事務所登録 大阪府知事登録 (●) 第 ● ● ● ● 号 知事登録 () 第 号		
大阪府以外で登録されている場合は、こちらに記入してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 建設業登録 国土交通大臣許可 (般 - ● ●) 第 ● ● ● ● 号 大阪府知事登録 (-) 第 号 知事登録 (-) 第 号		

(2) 耐震改修設計技術者について

耐震改修設計 技術者氏名	● ● ● ●		
所属する建築士事務所等			
会 社 名	株式会社〇〇〇建築設計事務所		
各種許可登録	<input checked="" type="checkbox"/> 建築士事務所登録 大阪府知事登録 (●) 第 ● ● ● ● 号 知事登録 () 第 号		
大阪府以外で登録されている場合は、こちらに記入してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 建設業登録 国土交通大臣許可 (般 - ● ●) 第 ● ● ● ● 号 大阪府知事登録 (-) 第 号 知事登録 (-) 第 号		

②-21 補助金交付額算出書（様式あり）

補助金交付額算出書＜木造住宅 工事費＞

補助事業者が1人又は代表者申請の場合

補助事業者名	大阪 太郎					
延べ面積・戸数	延べ面積	A	95.66	m ²	戸数	B 1 戸

■工事費の入力

項目	金額			備考
耐震改修工事費（税抜）	C	1,828,572	円	
消費税（10%）	D	182,857	円	← D = C × 0.1
耐震改修工事費（税込）	E	2,011,429	円	← E = C + D

■補助金交付額算出用 耐震改修工事費の算定（床面積による限度額との比較）

床面積あたりの単価の算定	F	21,027	円	← 税込耐震改修工事費 ÷ 延べ面積 E ÷ A (1円未満切上げ)
Fが34,100円以下の場合 (該当する場合のみ記入)	G1	1,828,572	円	← Cの金額を記入 (1円未満切捨て)
Fが34,101円以上の場合 (該当する場合のみ記入)	G2	0	円	← 34,100円 × A ÷ 1.1 (1円未満切捨て)
補助金交付額算出用 耐震改修工事費	G	1,828,572	円	← 上記G1又はG2の金額

■補助金交付額の算出

補助金交付額算出用 耐震改修工事費の1/2	H1	914,000	円	← G × 0.5 (千円未満切捨て)
1棟あたりの補助金の算定	H2	1,000,000	円	← 100万円 × 戸数 (B)
補助金交付額	H	914,000	円	← 上記H1とH2の低い方の金額

※非木造住宅で申請される場合は、様式が異なりますので窓口までご相談ください。

<注意事項>

- 補助金交付決定後、補助金の額が変更となる場合は、補助金交付変更申請が必要となります。（P.37 参照）

[③中間検査・完了検査] に必要な書類及び記入例

● 提出書類一覧

検査依頼		提出部数<1部>	
1	検査依頼書(中間検査)	様式 14	検査当日までに提出してください。
2	検査依頼書(完了検査)	様式 14	検査当日までに提出してください。

★ 提出部数は計2部です。（正本1部・副本1部）

★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

耐震改修工事が計画どおりに適切に行われていることを確認するため、工事の中間及び完了時に検査を行います。工事の進捗を踏まえて検査の日程を調整してください。

● 工事着手時

工事の着手日が決まりましたら、窓口（表紙記載）に連絡してください。

● 中間検査の時期と内容

中間検査は、基礎の補強、筋かいや構造用合板及び柱頭柱脚等の金物が図面どおり適切に取り付いているかなどについて、仕上げ工事を行う前に、確認を行うものです。工事の進捗を踏まえて、補強工事中、補強工事完了両方の検査を行えるようご協力ください。

● 完了検査の時期と内容

耐震改修工事が、すべて終わった段階で、すべての工事箇所について検査を行います。

家具等は生活の支障とならない範囲で補強箇所が確認できるようにしておいてください。

また、中間検査では正・確認・変更等の箇所があった場合やリフォーム工事で劣化を補修した場合は、それらの確認も行います。

● 検査後の流れ

検査において、是正・確認・変更等の箇所があった場合は、速やかに適正な措置を行い、その結果を写真等により報告してください。

是正・変更等を含め検査に合格後、④実績報告を行ってください。

<注意事項>

- ・工事内容等について変更を行う場合は、必ず窓口に相談してください。（P.36 参照）
- ・検査には、設計担当者並びに施工担当者（現場責任者）共立ち会うようお願いします。
- ・検査希望日は、概ね1週間前までに電話・FAX・メール等で連絡してください。
- ・検査依頼書は原則として事前に提出することとなっていますが、やむをえない場合は、検査時に提出してください。

③-1・2 検査依頼書（様式 14）

様式14（第18条関係）

提出される日を記入してください。

【改修】
令和 **●** 年 **9** 月 **5** 日

大 阪 市 長

補助事業者（所有者）の住所（公的書類に記載の住所）・氏名を記入してください。

住 所
大阪市北区中之島 1-3-20

氏 名
大阪 太郎

補助金交付決定通知書等の右上の「日付」と「番号」を記入してください。
(変更のあった場合は、変更通知書の「日付」と「番号」を記入してください。)

検査依頼書

令和 **●** 年 **8** 月 **10** 日付け大阪市指令都整防 第**●●●●●**号にて通知を受けた補助事業について、大阪市耐震診断・改修補助事業要綱の規定に基づき、検査の実施を依頼します。

記

1 補 助 事 業 名 称
補 助 事 業 内 容
大阪市耐震診断・改修補助事業
耐震改修工事費補助制度
耐震改修を行った建物の地名地番

2 建 物 所 在 地
(地 名 地 番)
大阪市 **北** 区 **中之島 1 丁目 3 番地**

3 檢 查 内 容
[**中間検査** • 完了検査]
当てはまるものに○を付けてください。

※検査担当課記入
下記は、検査担当者にて記入しますので、記入しないでください。

検査日時	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	業務責任者
検査方法	現地 • 写真	

<注意事項>

- ・補助金交付申請書と同一の補助事業者が申請を行う必要があります。

[④実績報告] に必要な書類及び記入例

● 提出期限

耐震改修工事が完了したら、速やかに提出してください。(令和8年2月27日(金)までに必ず提出してください。)

変更申請および廃止申請について

- ・補助金交付決定額の減額や工事内容の大幅な変更をする場合は、変更申請が必要です。
- ・事業を止める場合は、廃止申請が必要です。(原則、令和8年1月30日(金)までに提出してください。)

● 提出書類一覧

④実績報告		*下記の順番に並べて提出してください		提出部数<2部>
1	実績報告書	様式4	補助事業者=補助金申請者	
2	実績説明書	様式あり		
3	契約書の写し		契約日、契約者、契約金額がわかるようにしてください。契約書を作成せず、注文書、注文請書で契約行為を行っている場合は、両方の書類を添付してください。 また、耐震改修工事と一括して契約しているその他の工事がある場合は、耐震改修工事(補助対象工事)の内訳がわかるようにしてください。	
4	領収書の写し		代理受領制度を利用する場合は但し書きに、残額は市補助金を代理受領する旨を記入。(記入例はP.47 参照)	
5	支払を証する書類の写し		・銀行窓口支払の場合 送金伝票又は振込伝票の写し(発行金融機関の印のあるもの) ・ATM支払の場合 ATM利用明細票の写し ・ネットバンキング支払の場合 振込み及び入出金を証する書類の写し	
6	工事写真の撮影位置図		撮影方向がわかるよう平面図等に矢印・番号等で表示してください。	
7	工事写真(A4サイズの台紙に 3~4 枚程度貼付または印刷すること)	カラ-写真	見え隠れ部分を撮影した写真・工事完成写真(上部構造評点に影響する全ての工事範囲、劣化改善箇所 等)	
◆	変更リスト 変更前・変更後の書類	様式あり (変更リスト)	軽微な変更があった場合のみ。 変更リストを作成し添付してください。変更のあった箇所(図面・診断書・見積書等の資料)と変更後で何がどのように変更したか、わかりやすく表現してください。	
◆	補助金交付額算出書	様式あり	交付申請時と異なる場合のみ提出	
◆	建築確認済証及び検査済証の写し		確認申請が必要な工事を実施する場合のみ提出	

- ★ 別途、書類が必要になる場合があります。
- ★ 提出部数は計2部です(正本1部・副本1部)。副本については、コピーでも可。
- ★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。
- ★ 原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じた場合には原本の提示を求める場合があります。

<注意事項>

- ・補助金交付申請と同一の補助事業者(申請者)が申請を行う必要があります。
- ・連名での申請を行う場合、「1. 実績報告書」は連名用の様式を使用してください。

④-1 実績報告書（様式4）

様式4（第7条関係、第10条関係）

【共通】

大阪市長

申請日(窓口受付日)を記入してください。

令和 **●** 年 **10** 月 **5** 日

補助事業者(所有者)の住所(公的書類に記載の住所)・氏名を記入してください。

補助事業者

氏名

大阪市北区中之島1-3-20

大阪 太郎

実績報告書

補助事業が完了したので、大阪市耐震診断・改修補助事業要綱の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

※訂正がある場合は、差し替えるか、二重取り消し線の上にサイン(又は押印)してください
(修正液・修正テープ等による修正は認められません)
※捺印はご使用いただけません。

記

1 極 助 事 業 名 称	大阪市耐震診断・改修補助事業	耐震改修を行った建物の地名地番
補 助 事 業 内 容	耐震改修工事費補助制度	
2 建 物 所 在 地 (地名地番)	大阪市 北 区 中之島1丁目3番地	・当てはまるものに○を付けてください。 ・長屋、共同住宅の場合は、戸数を忘れず記入してください。
3 構 造	[木造] · 非木造	
4 住 宅 の 建 て 方	[戸建住宅] · 長屋(戸) · 共同住宅(戸)	
5 階 数	2 階建て	建築基準法上の延べ面積を記入してください。
6 延 ベ 面 積	95.66 m ²	
7 交 付 決 定 額 又 は 交 付 変 更 決 定 額	金 914,000 円	・交付決定通知書(交付変更決定通知書)の金額を記入してください。
8 極 助 金 精 算 額	金 914,000 円	契約書の契約日を記入してください。
9 事 業 実 施 期 間	令和 ● 年 9 月 1 日 着手 令和 ● 年 9 月 25 日 完了	領収書の日付、耐震改修工事竣工日、完了検査日、又は交付変更決定等の通知日のうち一番遅い日を記入してください。
10 交 付 決 定 番 号 (交 付 変 更 決 定 番 号) 変 更 承 認 番 号	令和 ● 年 8 月 10 日 大阪市指令都整防第 ●●●●● 号 令和 年 月 日 大阪市指令都整防第 号 令和 年 月 日 大阪市指令都整防第 号	変更通知を受けられた場合は、変更の通知日と通知番号もご記入ください。

<注意事項>

- 補助金交付申請と同一の補助事業者(申請者)が申請を行う必要があります。
- 書類の訂正時にサイン(又は訂正印)を使用する場合は、委任状にサイン(又は訂正印)が必要です。

④-2 実績説明書（様式あり）

○実績説明書【耐震改修工事】

補助事業者	大阪 太郎						記載事項については、申請書や領収書との整合をよく確認してください。	
構 造	木	造	階 数	2	階	延べ面積	95.66	m ²

(1) 補助事業の経過

(4-1 実績報告書(様式4)の延べ面積をご記入ください。)

		耐震改修工事						その他工事 ※耐震改修工事と一緒に契約している他の工事がある場合は記入してください。	
① 交付決定通知日	令和 ● 年 8 月 10 日								
② 変更通知日	令和 年 月 日								
③ 契約日	令和 ● 年 9 月 1 日							令和 年 月 日	
交付決定通知日以降	(契約金額 2,011,429 円)							(契約金額 _____ 円)	
④ 変更契約日	令和 年 月 日							令和 年 月 日	
	(契約金額 _____ 円)							(契約金額 _____ 円)	
⑤ 工事着手日	令和 ● 年 9 月 3 日								
⑥ 中間検査日	令和 ● 年 9 月 10 日								
⑦ 完了検査日	令和 ● 年 9 月 20 日								
	又は								
	写真提出								
⑧ 支払日	令和 ● 年 9 月 25 日							令和 年 月 日	
領収書の日付と金額を記入してください。	(支払金額 2,011,429 円)							(支払金額 _____ 円)	
	※2回以上に分けて支払った場合に記入							令和 年 月 日	
	令和 年 月 日							(支払金額 _____ 円)	
	令和 年 月 日							令和 年 月 日	
	(支払金額 _____ 円)							(支払金額 _____ 円)	

(2) 補助事業の成果

目標とする上部構造評点			各階1.0以上				
区分		上部構造評点		改 修 概 要			
		従前	従後				
3階	X			・上部構造評点を引き上げる改修内容を記入してください。 ・主要なもの（屋根・壁・基礎等）のみを記入してください。 ・屋根の改修は最上階に、基礎の改修は1階に記載してください。			
	Y						
2階	X	0.82	1.25	屋根：カラーベストコロニアル葺（軽量化） 及び屋根葺替に伴う雨樋の交換 壁：耐力壁新設、構造用合板・筋かいによる補強			
	Y	1.20	1.20				
1階	X	0.40	1.20	壁：耐力壁新設、構造用合板・筋かいによる補強 外壁：エポキシ樹脂補修 基礎：耐力壁及び柱設置部に鉄筋コンクリート基礎新設			
	Y	0.89	1.35				

(3) 耐震改修工事請負者

会社名	株式会社〇〇〇建築設計事務所
-----	----------------

<注意事項>

- 記載事項については、申請書や領収書との整合をよく確認してください。

④-3 契約書の写し

【サンプル】

委託契約書		印紙 印
委託者	大阪 太郎	を甲とし
受託者	株式会社 ○○○建築設計事務所 代表取締役 ●● ●●	を乙として
	大阪 太郎 様邸の耐震改修工事	について
次の条項に基づいて、委託契約を結ぶ。		
1. 建物所在地	大阪市北区中之島1丁目3番地	
2. 構造	木造2階建	
3. 委託業務内容	耐震改修工事	
4. 委託金額	金 ●, ●●●, ●●●. -	
5. 委託代金の支払	完成時	
特記事項		
この契約の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、1通づつ保有する。		
令和●年●月●日		領収書と同一の住所を記載してください。
委託者 住所	大阪市北区中之島1丁目3番20号	
氏名	大阪 太郎	(印)
受託者 住所	大阪市●区●丁目●番●号	
氏名	株式会社 ○○○建築設計事務所 代表取締役 ●● ●● (印)	

<注意事項>

- 宛名は補助事業者(申請者、フルネーム)としてください。
- 連名申請の場合は、補助事業者ごとに契約してください。
- 契約は、工事に着手する前に行うようにしてください。
- 原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じた場合には原本の提示を求める場合があります。(注文書・注文請書の場合は、両方必要)。
- 表紙のみではなく、契約日、契約者、契約金額がわかるようにしてください。
- 契約内容に変更があった場合は、補助対象工事(同一契約のリフォーム工事等を含む)にかかる全ての契約書を添付してください。補助対象外工事を含む場合、耐震改修(補助対象)工事の内訳がわかるようにしてください。例) うち耐震改修工事費用 ¥●●●, ●●●- を含む
- 契約書の訂正是原本に直接訂正し、両者の押印が必要です。
- 収入印紙には押印が必要です。

④-4 領収書の写し

【 サンプル 】

領収書	
フルネームを記入してください。	
令和●年●月●日	
大阪 太郎 様 (建物所在地: 大阪市北区中之島1丁目3番地)	
金額 ￥●, ●●●, ●●●、- (内消費税 ●●●, ●●●、-)	
但 耐震改修工事費として 上記金額正に領収いたしました	
名目を忘れずに記入してください。	
契約書と同一の住所を 記載してください。	
 印紙	

<注意事項>

- 宛名は補助事業者(申請者、フルネーム)としてください。
- 原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じた場合には原本の提示を求める場合があります。
- 請負契約金額と同額であることを確認してください。契約金額の変更があった場合は、工事費用の増減が確認できる資料(変更契約書・見積書等)も添付してください。
- 全体工事と改修(補助対象)工事の内訳がわかるようにしてください。
例) うち耐震改修費用 ￥●●●, ●●●- を含む
- 収入印紙には押印が必要です。

④-5 支払を証する書類の写し

- 工事請負契約の発注者(申請者)から請負者(施工業者)へ工事代金を支払ったことが、金融機関等の第三者により公的に証明できる書類を添付してください。
- 補助事業者(申請者)の名義以外の支払や現金支払は認められません。

銀行窓口支払の場合	送金伝票又は振込伝票の写し(発行金融機関の印のあるもの)
ATM 支払の場合	ATM 利用明細票の写し
ネットバンキング支払の場合	振込み及び入出金を証する書類の写し

④-7 工事写真(台紙などに張り付けること)

<注意事項>

- ・全補強箇所及び劣化補修箇所、現状写真を含む全ての工程について撮影してください。(補強箇所番号は改修計画図と合わせてください。)
- ・仮設・養生等、耐震改修工事に付帯する工事で見積書に記載されているものについても撮影してください。

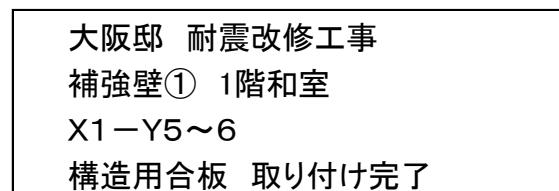
工事種別	施工内容	撮影箇所	備 考
基礎工事	現状	・全景	
	堀方完了	・掘削深さ計測	
	敷き砂利 (転圧完了)	・全景	
	捨てコンクリート 完了	・全景	
	配筋完了	・配筋状況 ・かぶり厚さ計測状況 ・アンカー施工状況	
	型枠組立完了	・型枠寸法計測状況	
	コンクリート打設 完了	・各部寸法の計測状況	
耐力壁設置等の 補強工事	現状	・全景	
	解体完了	・全景	
	補強金物取り付け 完了	・全箇所	・取り付け位置、商品名を表示すること
	筋交い取り付け 完了 (木製、金属製共)	・全景 ・端部金物の取り付け状況	・欠き込みがないこと
	耐震ボード類の 施工完了	・全景 ・下地材の施工状況 ・釘、ビスの施工状況(ピッチなど) ・開口の寸法及び位置	・釘、ビス頭の沈み込みに注意すること
	仕上げ工事完了	・全景	
その他の 補強工事	現状	・全景	
	解体完了	・全景	
	補強工事	・各工程の写真	
	工事完了	・全景	
劣化改修工事 (柱、土台の取り替え、クラック補修等)	現状	・全景	
	改修工事	・各工程の写真	
	工事完了	・全景	

工事種別	施工内容	撮影箇所	備 考
屋根 改修工事	現状	・全景	・全景、足場の設置状況を2面程度撮影すること
	解体完了	・全景	
	下地施工完了	・全景	
	葺き替え工事 (樋工事等含む)	・各工程の写真	
	工事完了	・全景	

<注意事項>

- 撮影した工事記録写真は、図面に示されている改修箇所順にまとめ、写真の説明(補強箇所No.、部位、工程説明)を記入してください。中間検査の実施箇所、見えがかり部分を問わず、工事を実施したすべての部分について撮影してください。
また、上記以外の補助対象となる全ての工事範囲についても撮影してください。
- 現状や工事完了の全景写真は、できるだけ同じアングルで撮影してください。
- 図面の改修箇所番号や改修場所、施工内容などを記入したホワイトボードや紙を設置するなど、工事場所や内容がわかるよう撮影してください。

【撮影用表示プレート サンプル】



変更リスト（軽微な変更がある場合）

大阪 本部

部

補助事業者(所有者)の名前を記入してください。

実績報告時の変更リスト

No.	変更箇所	変更項目		変更理由	見積書の変更
		元 設 計	変 更 後		
1	1 附洋室壁①	構造用合板貼り Y2・X3-4 L=910	構造用合板貼り Y2・X6-7 L=910	施工上の都合による	無
2	2 附和室壁⑤	構造用合板貼り クロス仕上げ	構造用合板貼り 塗壁仕上げ	意匠変更による	有
総合評点の変更		1.05	1.05	変更なし	—
請負工事費の変更		3,500,000	3,650,000	変更有り	—

補助対象費用は税抜きを記入してください。

<注意事項>

- 変更前、変更後の図書を添付し、変更後の図書には変更箇所が分かるようマーク又は表示をしてください。
- 交付変更申請または変更承認申請を行っている場合は、当該変更申請時の変更リスト(P.39)も添付してください。

[⑤補助金の請求] に必要な書類及び記入例

● 提出期限

額確定通知を受領した後、速やかに提出してください。（令和8年4月30日（木）まで）

※提出が4月下旬となる場合は、必ず事前に窓口までお知らせください。

● 提出書類一覧

⑥補助金の請求		提出部数<2部>
1	補助金交付請求書	様式あり

★ 提出部数は計2部です。（正本1部・副本1部）

★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

補助金は、請求書到着後、不備がなければ30日以内にご指定の口座に振り込まれます。
（振込日の通知はありません。）

※郵送等で提出された請求書で、不備や訂正がある場合は受付できません。

原則として、正しく記載された請求書を再提出してください。ただし、請求印（補助事業者本人のもの）が押印されており、訂正箇所に同じ印鑑を訂正印として押印している場合は受け付けることができます。（再提出や訂正を行う場合は、提出日も訂正してください。
（捨印やサインでの訂正は認められませんのでご注意ください。）

※提出された時点で、請求書右上の日付が6日以上前の日付である場合は、原則として再提出又は日付を訂正していただきます。

<注意事項>

- 補助事業者が複数の場合は、それぞれ請求する必要があります。
- 請求者が法人及び団体等の場合は、振込口座名義にご注意ください。（下表参照）

受取人名称(請求者名)	振込口座名義	適否
株式会社A 代表取締役 大阪太郎	株式会社A 代表取締役 大阪太郎	○
株式会社A 代表取締役 大阪太郎	株式会社A	○
株式会社A 代表取締役 大阪太郎	大阪太郎	×

⑤-1 補助金交付請求書(様式あり)

請 求 書 提出される日(請求日)を記入してください

令和 ● 年 10 月 20 日

大阪市長様

補助事業者(所有者)の住所(公的書類に記載の住所)・氏名を記入してください。	住 所 大阪市北区中之島1-3-20
代理受領の場合は、耐震事業者の住所、会社名、代表者名を記入してください。	氏 名 大阪 太郎

次のとおり請求します。

金額 ¥1,000,000 円也	
内 容 確定補助金額を記入してください。	
大阪市耐震診断・改修補助制度補助金 補助金額確定通知書 通知番号 (大都整防 第 12345 号)	
補助金額確定通知書の右肩の番号を記入してください。	

※金額の前には必ず￥を付けてください

<input type="checkbox"/> 債権者登録済の金融機関の口座に振り込んでください。	
債権者番号	※指定口座は A、B、C、D、Mよりご指定ください。 該当するものに✓を入れてください。
<input checked="" type="checkbox"/> 次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。	
金融機関名称 ●●●銀行	支店名称 ●●支店
預金種別 普通	口座番号 ●●●●●●●●
フリガナ 口座名義 大阪 太郎	補助事業者名義の口座を記入してください。 (フリガナも必ず記入)
銀行名が変更になっている場合は、現在の銀行名を記入してください。 (例)池田銀行⇒池田泉州銀行	
本市記入欄	
記載事項等照合先(契約番号等) 執行主管コード 支出命令番号	
業務区分 <input type="checkbox"/> 歳出 <input type="checkbox"/> 歳入 <input type="checkbox"/> 歳計外 <input type="checkbox"/> 基金	

<注意事項>

- 振込先の金融機関は、補助事業者名義の口座(代理受領の場合は耐震事業者名義の口座)を記入してください。
- 指定口座のご記入の際は、誤りの無いようご確認をお願いします。
[ゆうちょ銀行の場合] 通帳1枚目を開いた下側に下記(例)のような【店名】【店番】等の記載のあるものに限ります。

(例) この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は
次の内容をご指定ください。

【店名】四一八 (読み ヨンイチハチ) _____
【店番】418 【預金種目】普通預金 【口座番号】○○○○○○○○○○

「支店名」のところに「四一八」と記入してください。

- 訂正印により訂正する場合は、補助事業者氏名の横に押印が必要です。サインでの訂正是できません。

工事内容等の変更について

○工事中、補助金の交付申請どおりに施工できない等、申請内容を変更する必要が生じた場合は、補助金交付変更申請(補助金額の変更を伴う場合)または変更承認申請(補助金額の変更を伴わない場合)が必要となりますので、速やかに窓口(表紙記載)に連絡し、変更内容をお聞かせください。なお、内容によっては、申請が不要な場合があります。

(主な変更項目)

- ・ 現状が診断書と異なる場合(既存の筋交いがあった、柱がなかった等)
- ・ 改修工事箇所や内容を変更する場合
- ・ 新たな劣化箇所があった場合

○変更図面・変更書類は、次の要領で作成し変更項目が複数ある場合は、できる限り『変更リスト』を作成してください。なお、変更申請が不要となった場合であっても、実績報告で必要となりますので、必ず作成するようにしてください。

- ・ 改修計画図、耐震診断書や補強案に変更があった場合は、図面タイトル部や表紙に変更前、変更後と表示し、変更となった部分にマーク、下線、○印等で表示してください。
- ・ 工事見積書に変更があった場合も同様に、表紙に変更前、変更後と表示してください。変更後の明細には、次の例を参考に変更項目や数量・金額の増減がわかるように作成してください。なお、変更内容に減額要素がない場合で、増額分を別途契約やサービス工事により行う場合は、その旨を報告・記載し、工事見積書の添付を省略することができます。

項目	仕様	数量	単位	単価	金額	備考
ホールダウン		10	ヶ所	〇〇〇	□□□□	
ホールダウン		▲1	ヶ所	〇〇〇	▲□□□	1ヶ所減
筋交い	45×90	2	ヶ所	〇〇	□□	2ヶ所新設
小計					〇〇〇〇〇	
諸経費		1	式		〇〇〇〇	(元金額)
諸経費		1	式		〇〇	(増額)
変更後請負工事費		1	式		△△△△△	
元請負工事費		1	式		△△△△△	増額〇〇円

※ 元の数量等が変更となる場合は、変更数量を直下に記入し、備考に内容を明記してください。

※ 新たに追加となる場合は、該当する工事項目に追加してください。

※ 諸経費等は、増・減となる金額のみを追記してください。

※ 請負工事費の総額の下段に元請負金額及び差引額をその横に記入してください。

[補助金交付変更申請・変更承認申請]に必要な書類及び記入例

○ 変更の手続きが必要になる場合（代表的な事例）

- ・補助金交付決定額の減額 ⇒ 補助金交付変更申請
- ・改修工事箇所や内容の大幅な変更 ⇒ 変更承認申請
- ・工事内容の変更に伴い、評点の目標ランクが下がる変更 ⇒ 変更承認申請

変更の手続きを行わずに、耐震改修工事を行った場合、補助を受けられなくなる場合があります。

また、補助事業内容の変更により、補助対象工事金額が増額し契約金額が上がる場合であっても、補助金交付決定額の増額変更はできません。

● 提出期限

速やかに提出してください。（原則、令和8年1月30日（金）まで）

● 提出書類一覧（補助金額の変更を伴う場合）

補助金交付変更申請		* 下記の順番に並べて提出してください。 提出部数<2部>	
1	補助金交付変更申請書	様式 20	
2	当初契約の契約書の写し		契約日、契約者、契約金額がわかるようにしてください。契約書を作成せず、注文書、注文請書で契約行為を行っている場合は、両方の書類を添付してください。 また、耐震改修工事と一緒にして契約している他の工事がある場合は、耐震改修工事(補助対象工事)の内訳がわかるようにしてください。
3	変更リスト	様式あり	
4	変更前と変更後の書類		変更のあった箇所(図面・診断書・見積書等の資料)と変更後で何がどのように変更したか、わかりやすく表現してください。(赤字・マーカーなど)
5	耐震診断・耐震改修計画の説明について	様式あり	補助要件に係る上部構造評点が変更となる場合に添付
6	補助金交付申請額算出書	様式あり	

★ 別途、書類が必要になる場合があります。

★ 提出部数は計2部です（正本1部・副本1部）。副本については、コピーでも可。

★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

<注意事項>

- ・ 補助金交付申請と同一の補助事業者(申請者)が申請を行う必要があります。
- ・ 連名での申請を行う場合、「1. 補助金交付変更申請書」は連名用の様式を使用してください。

補助金交付変更申請書(様式 20)

〈補助金額の変更を伴う場合〉

様式20（第14条の2関係）

【共通】

申請日(窓口受付日)を記入してください。	令和 ● 年 10 月 10 日
補助事業者(所有者)の住所(公的書類に記載の住所)・氏名を記入してください。	
大阪市長	住所 大阪市北区中之島1-3-20
補助事業者 氏名 大阪 太郎	

補助金交付決定通知書等の右上の「日付」と「番号」を記入してください。
(既に変更通知を受けられたことがある場合は変更通知書の「日付」と「番号」を記入してください。)

補助金交付変更申請書

令和 **●** 年 **8** 月 **10** 日付け大阪市指令都整防第**●●●●●**号にて通知を受けた補助事業について、交付変更を受けたいので、大阪市耐震診断・改修補助事業要綱の規定に基づき、下記のとおり申請します。

※訂正がある場合は、差し替えるか、二重取り消し線の上にサイン(又は押印)してください
(修正液・修正テープ等による修正は認められません)
※捺印はご使用いただけません。

1 補助事業名称 大阪市耐震診断・改修補助事業 申請をしている建物の地名地番

交付決定済の補助事業内容 耐震改修工事費補助制度

2 建物所在地 (地名地番) 大阪市 **北** 区 **中之島1丁目3番地** 変更前の金額を記入してください。

3 交付変更申請額 交付決定額 金 **914,000** 円

見積書の金額(全体工事費) → 契約予定金額 **●,●●●,●●●** 円 (税込)
うち補助対象費用 **●,●●●,●●●** 円

交付変更申請額 金 **864,000** 円 変更後の金額を記入してください。

契約予定金額のうち補助対象となる耐震改修工事費(税抜) → 契約予定金額 **●,●●●,●●●** 円 (税込)
うち補助対象費用 **●,●●●,●●●** 円

差引▲減額 金 **50,000** 円 差額を記入してください。

4 记入欄
変更する内容及びその理由 変更する内容とその理由を簡潔に記入してください。

<注意事項>

- 補助金交付決定額の変更が伴う場合の様式です。
- 書類の訂正時にサイン(又は訂正印)を使用する場合は、委任状にサイン(又は訂正印)が必要です。

変更リスト

大阪 本部

邸

変更申請時の変更リスト

補助事業者(所有者)の名前を記入してください。

No.	変更箇所	変更項目		変更理由	見積書の変更
		元 設 計	変 更 後		
1	1階和室壁①	床解体・復旧	天井解体の追加	施工上の都合による	無
2	2階洋室壁⑤	構造用合板貼り	構造用合板貼り+新設柱	既存柱がなかったため	有
3	基礎 X2・Y3-7、Y3・X2-5	基礎新設	基礎新設なし	既存基礎があったため	有
	総合評点の変更	1.05	1.05	—	—
	請負工事費の変更	2,300,000	1,950,000	—	—

補助対象費用は税抜きを記入してください。

<注意事項>

- 変更前、変更後の図書を添付し、変更後の図書には変更箇所が分かるようマーク又は表示をしてください。

● 提出書類一覧 (補助金額の変更を伴わない場合)

変更承認申請		* 下記の順番に並べて提出してください。 提出部数<2部>	
1	変更承認申請書	様式 10	補助金額の変更が無しの場合
2	変更リスト	様式あり	記載例は P39 参照
3	変更前と変更後の書類 (見積書の写しを含む)		変更のあった箇所(図面・診断書・見積書等の資料)と変更後で何がどのように変更したか、わかりやすく表現してください。
4	耐震診断・耐震改修計画の説明について	様式あり	補助要件に係る上部構造評点が変更となる場合に添付

- ★ 別途、書類が必要になる場合があります。
- ★ 提出部数は計 2 部です（正本 1 部・副本 1 部）。副本については、コピーでも可。
- ★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

<注意事項>

- ・ 補助金交付申請と同一の補助事業者(申請者)が申請を行う必要があります。
- ・ 連名での申請を行う場合、「1. 変更承認申請書」は連名用の様式を使用してください。

変更承認申請書(様式 10)

〈補助金額の変更を伴わない場合〉

様式10 (第14条関係)

申請日(窓口受付日)を記入してください。

【共通】

令和 **●** 年 **10** 月 **10** 日

大阪市長

補助事業者(所有者)の住所(公的書類に記載の住所)・氏名を記入してください。

住 所

大阪市北区中之島 1-3-20

補助事業者

氏 名

大阪 太郎

補助金交付決定通知書等の右上の「日付」と「番号」を記入してください。
 (既に変更通知を受けられたことがある場合は変更通知書の「日付」と「番号」を記入してください。)

変更承認申請書

令和 **●** 年 **8** 月 **10** 日付け大阪市指令都整防第**●●●●●**号にて通知を受けた補助事業

について、大阪市耐震診断・改修補助事業要綱の規定に基づき、下記のとおり変更の承認を申請します。

※訂正がある場合は、差し替えるか、二重取り消し線の上にサイン(又は押印)してください
 (修正液・修正テープ等による修正は認められません)
 ※捺印はご使用いただけません。

記

1 補 助 事 業 名 称 大阪市耐震診断・改修補助事業
 補 助 事 業 内 容 耐震改修工事費補助制度

申請をしている建物の
地名地番

2 建 物 所 在 地 大阪市 **北** 区 **中之島 1 丁目 3 番地**
 (地 名 地 番)

3 変更する内容及びその理由

変更する内容とその理由を簡潔に記入してください。

<注意事項>

- 補助金交付決定額の変更が伴わない場合の様式です。

補助事業を廃止する場合に必要な書類及び記入例

交付決定を受けた後に、補助事業を廃止する(取りやめる)場合は、廃止承認申請が必要となりますので、速やかに窓口(表紙記載)に連絡し、手続きを行ってください。

● 提出期限

速やかに提出してください。(原則、令和8年1月30日(金)まで)

● 提出書類一覧

廃止承認申請		* 下記の順番に並べて提出してください。	提出部数<2部>
1	廃止承認申請書	様式 11	

- ★ 別途、書類が必要になる場合があります。
- ★ 提出部数は計2部です（正本1部・副本1部）。副本については、コピーでも可。
- ★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

<注意事項>

- ・ 補助金交付申請と同一の補助事業者(申請者)が申請を行う必要があります。
- ・ 交付申請後かつ交付決定前に取り止める場合は、「申請辞退届」が必要です。様式は窓口へご請求ください。
- ・ 連名での申請を行う場合、「1. 廃止承認申請書」は連名用の様式を使用してください。

廃止承認申請書(様式 11)

様式11 (第14条関係)

【共通】

申請日(窓口受付日)を記入してください。

令和 年 月 日

補助事業者(所有者)の住所(公的書類に記載の住所)・氏名を記入してください。

大阪市

住 所

大阪市北区中之島 1-3-20

補助事業者

氏 名

大阪 太郎

補助金交付決定通知書等の右上の「日付」と「番号」を記入してください。
(既に変更通知を受けられたことがある場合は変更通知書の「日付」と「番号」を記入してください。)

廃止承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整防第 号にて通知を受けた補助事業

について、大阪市耐震診断・改修補助事業要綱の規定に基づき、下記のとおり廃止の承認を申請します。

※訂正がある場合は、差し替えるか、二重取り消し線の上にサイン(又は押印)してください
(修正液・修正テープ等による修正は認められません)

※捺印はご使用いただけません。

記

1 補 助 事 業 名 称
補 助 事 業 内 容大阪市耐震診断・改修補助事業
耐震改修工事費補助制度申請をしている建物の
地名地番2 建 物 所 在 地
(地 名 地 番)大阪市 北 区 中之島 1 丁目 3 番地

3 補 助 事 業 の 現 状

- 未着手
- 着手済

どちらかに○をつけてください。

※どちらかに○をつけてください

4 廃 止 の 理 由

廃止する理由を簡潔に記入してください。

<注意事項>

書類の訂正時にサイン(又は訂正印)を使用する場合は、委任状にサイン(又は訂正印)が必要です。

代理受領の手続きについて

「代理受領」とは、補助金額の確定後に補助事業者（申請者）が契約金額から補助金額を差し引いた額を耐震事業者へ支払い、補助金を申請者に代わって耐震事業者が代理で請求及び受領する制度です。

次の書類が追加で必要となります。詳しくは窓口（表紙記載）までお問い合わせください。

● 追加書類一覧

②補助金交付申請書類と合わせて提出			提出部数<2部>
代	補助利用についての確認書	様式あり	
④実績報告書類と合わせて提出			提出部数<2部>
代1	補助事業完了明細書	様式あり	
代2	領収書の写し		
⑤補助金の請求書類と合わせて提出			提出部数<2部>
代1	代理請求及び代理受領委任状	様式 25	
代2	補助事業内訳説明書	様式あり	

★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

②-代 補助利用についての確認書

令和 ● 年 6 月 1 日

記入日をご記入ください

補助利用についての確

補助事業者(申請者)の

- ・住所(公的書類に記載の住所)
 - ・氏名(申請と同じ漢字)
- を記入してください。

住 所

大阪市北区中之島 1-3-20

補助事業者

大阪 太郎

氏 名

耐震改修工事を行う建物の地名地番

建物所在地

大阪市 北 区 中之島 1 丁目 3 番地

(地名地番)

私は、補助事業の実施をするにあたり、補助金の請求及び受領を下記の事業者に委任する予定です。

記

耐震改修工事を行う事業者の住所・会社名・代表者名を記入してください。

住 所	大阪市○区△△ ×丁目○番△号
会 社 名	株式会社○○○建築設計事務所
代表者氏名	代表取締役 淀屋橋 一郎

代表者の肩書きも必ず記入ください。

<注意事項>

- ②補助金交付申請書類と合わせて提出してください。

④-代 1 補助事業完了明細書

記入日をご記入ください	令和 ● 年 10 月 5 日
補助事業完了明細書	
補助事業者	住所 大阪市北区中之島 1-3-20 氏名 大阪 太郎
耐震改修工事を行った建物の地名地番	
建物所在地 (地名地番)	大阪市 北 区 中之島 1丁目3番地
記	
耐震改修工事を行った事業者の住所・会社名・代表者名を記入してください。	
住 所	大阪市○区△△ ×丁目○番△号
会 社 名	株式会社○○○建築設計事務所
代表者氏名	代表取締役 淀屋橋 一郎

代表者の肩書きも必ず記入ください。

<注意事項>

- ④実績報告書類と合わせて提出してください。

④-代 2 領収書の写し

領収書

契約書と同一の住所を記載してください。

フルネームを記入してください。

大阪 太郎 様
(建物所在地: 大阪市北区中之島1丁目3番地)

契約金額から確定補助金額を差し引いた金額

令和●年●月●日

株式会社 ○○○建築設計事務所
代表取締役 ●● ●●
〒 ●●●-●●●●
●●●●●●●●●●●●-●-●
TEL ●●-●●●●-●●●●
FAX ●●-●●●●-●●●●

但 耐震改修工事費として上記金額正に領収いたしました
(残りの￥●●●, ●●●-については大阪市補助金を代理受領)

名目を忘れずに記入してください。

印紙

残額は市補助金を代理受領することを明記してください。

<注意事項>

- 宛名は補助事業者(申請者、フルネーム)としてください。
- 原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じた場合には原本の提示を求める場合があります。
- 収入印紙には押印が必要です。
- 融資の都合により実績報告時に支払いが完了しない場合には、補助金の請求時にご提出ください。

⑤-代 1 代理請求及び代理受領委任状

記入日をご記入ください
令和 ● 年 11 月 15 日

大阪市長

代理請求及び代理受領委任状

補助金額確定通知書の右上の「日付」と「番号」を記入してください。

私は、令和 ● 年 11 月 5 日付け大都整防第●●●●号にて補助金額の確定の通知を受けた補助金（金 **914,000** 円）にかかる請求及び受領について、次のとおり委任します。

記

確定補助金額を記入してください。

委任者（補助事業者）

住 所 **〒 530 - 8201 大阪市北区中之島1-3-20**

氏 名 **大阪 太郎**

**補助事業者（申請者）の
・住所（公的書類に記載の住所）
・氏名（申請と同じ漢字）
を記入してください。**

上記の権限の委任を受ける事を承諾します。

受任者

住 所 **〒 ○○○ - ○○○○ 大阪市○区△△ ×丁目○番△号**

会 社 名 **株式会社○○○建築設計事務所**

代表者 氏名 **代表取締役 淀屋橋 一郎**

耐震改修工事を行った事業者の住所・会社名・代表者氏名を記入してください。

(お願い)
代表者の肩書きも必ず記入ください。

- 委任者の方へ
この委任状は、補助金額確定後に受任者へお渡しください。
- 受任者の方へ
この委任状は、補助金を請求する際に必ず必要となりますので、必要事項を記入のうえ、「補助金交付請求書」と併せて提出してください。

<注意事項>

- ⑤補助金の請求書類と合わせて提出してください。
- 委任状に誤記がある場合は、正しいものに差しかえるか、サイン（又は訂正印）により訂正（代理人と委任者（補助事業者）両者のサイン（又は押印）が必要）してください。

⑤-代 2 補助事業内訳説明書

記入日をご記入ください	令和 ● 年 11 月 15 日																			
補助事業内訳説明書																				
<p style="margin-left: 10px;"><補助金請求及び受領の権限を受任した事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所 ・会社名 ・代表者氏名(肩書きも必ず記入してください) 																				
事業者	住 所 大阪市○区△△ ×丁目○番△号																			
会 社 名	株式会社○○○建築設計事務所																			
代表者氏名	代表取締役 淀屋橋 一郎																			
<p>私は、補助事業に要した費用から補助金額を差し引いた金額を次のとおり請求及び受領しました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">1 補 助 事 業 名 称</td> <td style="width: 85%;">大阪市耐震診断・改修補助事業</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">補助金額確定通知書の補助事業内容を記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">耐震改修工事費補助制度</td> <td style="text-align: right;">耐震改修工事を行った建物の地名地番</td> </tr> <tr> <td>2 建 物 所 在 地 (地 名 地 番)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">大阪市 北 区 中之島 1 丁目 3 番地</td> </tr> <tr> <td>3 契 約 金 額</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">金 914,000 円 (税込)</td> </tr> <tr> <td>4 確 定 补 助 金 額</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">金 914,000 円</td> </tr> <tr> <td>5 差 引 金 額</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">金 914,000 円</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">契約金額から確定補助金額を差し引いた金額を記入してください。</td> </tr> </table>		1 補 助 事 業 名 称	大阪市耐震診断・改修補助事業	補助金額確定通知書の補助事業内容を記入してください。	耐震改修工事費補助制度		耐震改修工事を行った建物の地名地番	2 建 物 所 在 地 (地 名 地 番)	大阪市 北 区 中之島 1 丁目 3 番地		3 契 約 金 額	金 914,000 円 (税込)		4 確 定 补 助 金 額	金 914,000 円		5 差 引 金 額	金 914,000 円		契約金額から確定補助金額を差し引いた金額を記入してください。
1 補 助 事 業 名 称	大阪市耐震診断・改修補助事業	補助金額確定通知書の補助事業内容を記入してください。																		
耐震改修工事費補助制度		耐震改修工事を行った建物の地名地番																		
2 建 物 所 在 地 (地 名 地 番)	大阪市 北 区 中之島 1 丁目 3 番地																			
3 契 約 金 額	金 914,000 円 (税込)																			
4 確 定 补 助 金 額	金 914,000 円																			
5 差 引 金 額	金 914,000 円		契約金額から確定補助金額を差し引いた金額を記入してください。																	
支払日をご記入ください	記入日をご記入ください																			
令和 ● 年 11 月 15 日	令和 ● 年 11 月 15 日																			
<p>私は、令和 ● 年 ● 月 ● 日に上記差引金額を確かに上記事業者へ支払いました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 5px;">補助事業者(申請者)の ・住所(公的書類に記載の住所) ・氏名(申請と同じ漢字) を記入してください。</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 5px;">住 所 大阪市北区中之島 1-3-20</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">補助事業者</td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">氏 名 大阪 太郎</td> </tr> </table>		補助事業者(申請者)の ・住所(公的書類に記載の住所) ・氏名(申請と同じ漢字) を記入してください。	住 所 大阪市北区中之島 1-3-20	補助事業者	氏 名 大阪 太郎															
補助事業者(申請者)の ・住所(公的書類に記載の住所) ・氏名(申請と同じ漢字) を記入してください。	住 所 大阪市北区中之島 1-3-20																			
補助事業者	氏 名 大阪 太郎																			

<注意事項>

- ・ ⑤補助金の請求書類と合わせて提出してください。
- ・ 誤記がある場合は、正しいものに差しかえるか、サイン(又は訂正印)により訂正(代理人と委任者(補助事業者)両者のサイン(又は押印)が必要)してください。

○耐震改修促進税制について

自己の居住の用に供する家屋であり、かつ、昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された既存住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、所得税の特別控除及び固定資産税の減額措置が受けられます。

適用には要件があり、現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事（木造住宅の場合、上部構造評点が1.0以上で地盤及び基礎が安全であるもの等）を行うとともに、必要書類に建築士・指定確認検査機関または地方公共団体が発行する「住宅耐震改修証明書」を添付して、税務署（所得税）または市税事務所（固定資産税）に申告する必要があります。

なお、本市の補助事業を利用して、税制の適用要件を満たす（＊）耐震改修工事が行われた場合は、本市で「住宅耐震改修証明書」を発行することができます。証明書の発行を依頼される方は、書類を窓口（表紙記載）へ提出してください。証明書は、書類をご提出いただいたてから2週間程度で発行することができます。

	所得税控除	固定資産税減額措置
対象となる既存住宅の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の居住の用に供する家屋であること ・昭和56年5月31日以前に建築されたものであること ・現行の耐震基準に適合しないものであること 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること ・人の居住の用に供する部分が延べ面積の2分の1以上であること
住宅耐震改修の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事^{※1} 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事^{※1} ・改修工事に要した費用の額が50万円超／戸
手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・必要書類^{※2}を添付して税務署へ申告 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修が完了した日から3ヶ月以内に必要書類^{※2}を添付して市税事務所へ申告
お問合せ先	税務署（管轄地域があります）	家屋のある区を担当する市税事務所

※1 木造住宅の場合、上部構造評点が1.0以上で、地盤及び基礎が安全であること等の要件があります。
詳しくは窓口（表紙記載）までお問い合わせください。

※2 「住宅耐震改修証明書」等が必要となります。

なお、同証明書の発行については、本市以外にも発行できる場合があります。（下記参照）

詳しくは窓口（表紙記載）までお問い合わせください。

◎建築士事務所に所属する建築士

◎指定確認検査機関

◎登録住宅性能評価機関

◎住宅瑕疵担保責任保険法人

* 税制に関するお問い合わせは、所得税控除については税務署、固定資産税については市税事務所へお願いします。

申請書様式のダウンロードはこちら

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html